

岡崎市福祉事業団経営 10 年計画

～地域に根差した社会福祉法人を目指して～

(計画実施期間：平成28年度～平成37年度)



社会福祉法人 岡崎市福祉事業団

目次

第1章	はじめに	1
第2章	経営10か年計画の位置づけ	2
	1. 趣旨	
	2. 10か年計画の進捗管理	
	3. 事業の範囲	
第3章	5か年計画の検証	5
第4章	経営理念・経営方針	6
第5章	経営目標及び運営方針	12
	1. 経営目標	13
	2. 今後検討していく事業	59
第6章	結び	70
	参考資料	71

第 1 章 はじめに

昭和 63 年 3 月に社会福祉法人岡崎市福祉事業団（以下「事業団」という。）が発足してから、四半世紀が経過しました。

岡崎市（以下「市」という。）は所有する社会福祉施設で福祉政策を実施するため、社会福祉法人の事業団を設立し管理経営を委託しました。

事業団は市内の福祉政策事業を着実に実施し、市が所有する高齢者福祉施設及び障がい福祉施設を平成 18 年度より指定管理者として受託しました。その後も指定管理者として福祉政策を先導し、新たな事業の提案や事業運営に向けた計画の策定を実施してきました。

しかし、指定管理者制度における指定管理期間は最長 5 年であり無条件に更新される保証はありません。これが事業団の経営基盤を脆弱にしている大きな要因となっています。さらに、福祉の村内のこども発達センターの新設が決まり、それに伴い福祉の村再編計画が実施されました。市公共施設再配置計画による指定管理者制度の見直しなど、市の社会福祉施策も大きな転換点を迎えています。

こうした状況の中、事業団が果たすべき役割として地域における公益的な取り組みを実施すること、経営組織のガバナンスの強化、そして適正な会計処理を行い財務規律の強化することや事業運営の透明性を向上し、積極的に情報発信することが求められています。また、事業団は指定管理に頼るべき事業は指定管理における業務として、介護保険法及び総合支援法による報酬による給付費で経営できる事業（自主事業）は収支バランスを見て事業の継続性を見直していくことが必要です。

岡崎市福祉事業団経営 10 か年計画（以下「10 か年計画」）は、地域社会福祉事業の発展を推進し、事業団が自立するために具体的な目標を示すことで、地域社会から期待されている公益的な活動の実施要請を再認識し、地域に根ざした社会福祉法人として確立するための指針として定めます。

第2章 経営10か年計画の位置づけ

1. 趣旨

社会福祉法人の在り方について、平成28年度の社会福祉法の改正により地域における公益的取り組みを実施することや事業運営の透明性の向上、そして事業を運営するための経営組織のガバナンスの強化が求められています。社会福祉法人は公益性と非営利性を備えた法人として、法令遵守（コンプライアンス）を行い、地域に必要とされる社会福祉法人としての責務を果たさなければなりません。

今までの事業団は権限・責務・責任の明確化をする経営組織のガバナンスや経営状況、事業内容の情報発信による事業運営の透明性についての視点が不十分でした。

今回、経営理念（基本理念）から見直し、理念に基づいた方針と目標を定めた10か年計画を作成します。また、計画を策定するにあたり参考資料（P. 71）の各種計画を引き継ぎ、内包させたものとします。そして計画期間は10年間（平成28年度～平成37年度）とし、10か年計画以降の運営形態も展望しながら、具体的な実施計画は第3期指定管理期間に合わせた5年間（平成28年度～平成32年度）とします。

2. 10か年計画の進捗管理

10か年計画を実施するに当たり、毎年度の進捗状況を各課で把握していきます。第5章の第1項、経営目標に示した項目の実施状況について総務課財務企画班が現場責任者である施設長からヒアリングによる調査（随時）を行い、その目標の実施内容について報告を求め重要事項決定会議に諮り、事業目標の追加及び変更の協議を行います。

3. 事業の範囲

以下の指定管理施設において事業を実施します。指定管理業務による事業については指定管理の5年間（平成28年度～平成32年度）、委託事業及び自主事業については地域のニーズ

と経営状況を踏まえた上で、事業継続の必要性について判断します。また、第5章の第2項、今後行う予定の事業に関しては必要に応じてプロジェクトチームを発足させ、準備が整い次第実施して行きます。

【指定管理施設】

- ・岡崎市総合老人福祉センター
- ・岡崎市美合高齢者生きがいセンター
- ・岡崎市中心部地域福祉センター
- ・岡崎市北部地域福祉センター
- ・岡崎市南部地域福祉センター
- ・岡崎市西部地域福祉センター
- ・岡崎市東部地域福祉センター
- ・岡崎市福祉の村
- ・岡崎市こども発達センター
（こども発達支援センター：H29～）
- ・岡崎市（新）友愛の家

【指定管理業務における事業】

- ・養護老人ホーム
- ・老人福祉センター
- ・老人デイサービスセンター
- ・老人短期保護
- ・身体障がい者福祉センター
- ・地域活動支援センター
- ・障がい者生活介護
- ・障がい者就労支援
- ・障がい児通所支援
- ・障がい児相談支援
- ・高齢者生きがいセンター
- ・障がい者自立生活訓練
- ・福祉の村体育館
- ・居宅介護支援

【委託事業】

- ・ 地域包括支援センター
- ・ 子ども発達サポート事業（H 2 8 終了）
- ・ 市町村事務受託事業
- ・ 相談支援

【自主事業】

- ・ 有料老人ホーム
- ・ 法人後見事業
- ・ 訪問介護
- ・ 日中一時支援
- ・ 福祉人材育成事業

【今後検討していく事業】

- ・ 早期療育システム療育的支援事業
- ・ 放課後デイサービス
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 高齢者グループホーム
- ・ 障がい者グループホーム
- ・ 夜間短期入所
- ・ 障がい者移動支援・行動援護・同行援護
- ・ 高齢者・障がい者生活困窮者支援
- ・ 高齢者・障がい（児）者施設 P F I 事業
- ・ 福祉の村施設譲渡計画策定事業
- ・ 社会福祉充実計画策定事業

第3章 5か年計画の検証

平成23年度から平成27年度までの計画実施期間であった5か年計画は先に計画した10年計画が少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化の変化により対応がしきれなくなり策定しました。

経営理念に基づいた経営方針と経営目標を掲げ、各事業についての計画方針（目標指標）を定め実施しています。2本柱として1つは事業の実施内容については収入の元となる利用者増による稼働率向上を目的にしたもの、もう1つは支出の大部分を占めている事業収入に係る人件費率を数値化することで各事業に必要な職員数を定数化することを目的としたもので、結果としてこの2つをもとに事業活動収支バランスの適正化を図り事業の業務水準を設定しました。

5年間で利用者の受入れを定員に近い上限まで引き上げたことで稼働率の向上による収入増が出来たこと、また、職員一人ひとりの技術レベル、資質向上に向けた人材育成研修を推進したことにより、各事業の人件費率が低下し支出を削減できたことで法人としては目標を概ね達成できたと評価しています。

ただし、赤字事業の抜本的な見直し、事業継続に向けた老朽化施設の建替及び大規模修繕に備えた市との協議、事業団が事業継続をするために必要とする資金計画などは具体的な対策がないため、詳細な計画策定が必要です。

今後も、事業の方向性と老朽化施設に対する施設整備計画の下地作りを構築していくとともに社会福祉法人としての経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上を図り、地域に根差した法人として新たな経営10か年計画を掲げ、実施していきます。

第4章 経営理念・経営方針

【経営理念】

「福祉のこころを育み、選ばれ、信頼される、地域に根ざした主体性のある事業団として確立します」

岡崎市福祉事業団は、今後の福祉社会づくりに先駆的先導的役割を担い、岡崎市及び福祉関係機関等と連携し、福祉を支える人を育てるなど、地域福祉に貢献する事業を展開します。そして、専門職としてのノウハウを活かした質の高いサービスの提供、利用者が望む多様な福祉サービスの個別ニーズへの対応、地域における福祉サービスの中核的役割を担うために、経営の自立性と透明性を図り安定した事業経営を目指します。

【経営方針】

（社会福祉サービスの進展）

（1）事業団は福祉サービスの質を向上させ、社会福祉の進展を目指します。

（地域福祉活動の推進）

（2）事業団は地域福祉のニーズに応える事業活動を展開し、地域における公益的な活動を推進します。

（人材の育成）

（3）事業団は福祉のこころを育み、福祉を支える人を育てます。

（経営基盤の強化）

（4）事業団は経営の効率化を図り、安定した経営を進めます。

（透明性の確保）

（5）事業団はガバナンスを強化し、法令遵守するとともに、自立した運営を目指します。

経営方針(1)

福祉サービスの質を向上させ、社会福祉の進展を目指します。

事業団は社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい社会福祉法人として、指定管理により受託した福祉サービス事業を確実かつ効果的に行い、社会福祉事業の根幹である高齢者福祉サービス、障がい者福祉サービス、児童福祉サービスを積極的に事業展開します。市内に不足している福祉サービスについては、自主事業として率先して行い、福祉サービスの充足を行います。

福祉サービスの提供にあたっては、利用者の目線に沿った利用者本位のサービスを基本とし、個人の尊厳を守り、一人ひとりの生き方や経験を大切にしつつ、利用者が望むライフスタイルに応じたサービスを提供していきます。

また、多様化・複雑化している生活上のニーズへの対応として、利用者及びその家族からの要望にお応えできるよう幅広い福祉サービスの提案と質の向上を目指すとともに、時代の要請に即した新たな福祉サービスへの取り組みも検討していきます。

さらに、事業団が設立された意義を鑑み、福祉事業におけるセーフティネットの役割を認識し、措置事業を積極的に受託するだけでなく、現行の福祉制度の谷間にある人たちの支援や他事業所では受け入れが困難な事例にも関係機関と協力し、取り組むことでその社会的・公的な役割を担います。

【経営目標】

●福祉サービスの質の向上

経営方針(2)

地域福祉のニーズに応える事業活動を展開し、地域における公益的な活動を推進します。

事業団は、設立当初より市が擁する高齢者施設、障がい者施設等の運営を受託管理し、地域福祉の進展に貢献してきました。指定管理者として、市内の社会福祉法人や福祉サービス事業者の範として地域福祉の向上に寄与するとともに、地域支援活動の中心となるよう努めていきます。

受託した福祉施設は、地域への密着度を高めることにより様々な機関、団体、利用者がネットワークを作る場所及びコミュニケーションを行う施設として地域住民の誰もが安心して利用できる生活支援の場として暮らしをサポートする地域の窓口を目指し、地域の一員としての役割・使命を果たしていきます。

また、市や福祉関係機関と連携を深め、地域コミュニティのネットワークづくりや地域における情報発信力の強化を図るなど、法人間の連携や協働事業の促進を図ります。

これらの地域に根ざした福祉活動を通して「地域の中の事業団」という位置づけを明確に示し、「地域へ出ていく事業団」として具体的な事業に関与していくことで地域福祉社会の構築・発展と地域活性化に貢献します。

【経営目標】

- 新たな福祉事業への対応、独自サービスへの取り組み
- 地域福祉活動の推進、地域との双方向の交流

経営方針(3)

福祉のこころを育み、福祉を支える人を育てます。

社会福祉事業の推進や地域福祉への貢献を進めるためには、福祉のこころを理解し、福祉を支えていく人材の確保が不可欠です。利用者が安全で安心な福祉サービスを利用できるようにするためには、サービスを提供する職員の育成と利用者を支える様々な立場の人たちの双方向のネットワークが必要です。

事業団は、多種多様な職種の職員を配置して地域の社会福祉を支えるプロフェッショナルな人材を育成します。

福祉を理論的・合理的に研究し、利用者が求めるサービスを常に最新の福祉機器を使った福祉サービスを提供できる体制を目指すとともに、高い専門知識と利用者が安心して利用できる援助技術を習得していきます。これらの職員は、市、福祉関係団体及び事業者との共同研究や協働事業に従事することで地域のリーダーとなる人材を育てます。

また、その専門知識や高い技術を地域に還元し、地域において福祉のこころを生み育てる事業を進めるとともに、地域の福祉事業者による協働連携により福祉サービスを行う方々の人的支援に努めていきます。

【経営目標】

●人事制度や研修体制の確立と人材育成

経営方針(4)

経営の効率化を図り、安定した経営を進めます。

社会福祉事業の推進や地域における利用者のニーズに沿った公益的な活動の必要性を認めつつ、経営の効率化を図ります。組織改革、職員の資質向上、再配置を行うことにより支出の適正化を図り、財政の安定化、経営基盤の確立に向けた業務改善を進めていきます。また、福祉の村再編計画による施設譲渡を踏まえた既存事業の抜本的な見直しや新規事業の開発、福祉サービス運営のための用地や施設の取得などを検討あるいは実施し、自主事業の割合を高め、指定管理料に頼らない安定した経営基盤の確保に努めていきます。

また、剰余金は目的を持った積立金として今後の目標や積立額を計画し明確化することで行政、利用者、地域住民に説明責任を果たせるよう努めます。社会福祉法人として公的な制度で対応することが出来ない公益的な活動を推進していきます。組織の権限確立と機能強化を進め、これらの事業を進めていく人材の確保・育成させることにより真の自立化を目指します。

【経営目標】

- 財政健全化の推進、経営基盤の強化
- 資産の取得、財産の運用

経営方針（５）

ガバナンスを強化し法令遵守するとともに、自立した運営を目指します。

社会福祉法人は、きわめて高い公益性が求められる非営利法人であり、透明性、公正性の高い組織統治を行わなくてはなりません。そのために地域の福祉ニーズに向き合った法人独自の計画を策定し、組織としての目標を明確にすること、その目標に向かって施設長を中心とした職員全員が実現のために行う活動を再認識することが必要です。

事業団は経営１０か年計画を策定し、毎年の事業計画にある重点方針に基づき事業を実施します。法令遵守するとともに、社会的ニーズや時代の要請に合った実効性のある規則や規程の見直しを行い、法人組織の権限確立と責任の明確化を図ります。また、財務諸表を公表し事業の公正化、透明化を図り、公正で安全、安心な福祉サービスを提供できる社会福祉事業者を目指します。

経営１０か年計画や財務諸表を公開することで事業団が行っている福祉施設の運営状況が分かるように情報発信を進めます。法人活動を外部や地域に対して「見える化」することで、外部の目による点検や評価を可能とするほか、第三者評価の活用や苦情解決の積極的な取り組みを通じて、事業運営の透明性を図ります。

【経営目標】

- 情報発信と経営の透明性の確保
- 組織の権限確立と自立経営

第5章 経営目標及び運営方針

【新規重点事項】

- ・介護機器導入による先駆的先進的な介護、支援を実施します。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業に取り組みます。
- ・地域包括ケアの窓口として、地域住民が集まれる場を作ります。
- ・委託可能な事業については外部委託など検討して経営の効率化を図ります。
- ・福祉の村施設譲渡に向けた協議をし、資産取得及び事業用地の購入を行います。
- ・受託福祉施設の老朽化対策として建替及び大規模改修時にバリアフリー化を要望します。
- ・余剰金は地域に必要な社会福祉事業を継続するために目的をもった積立金として確保します。
- ・職員が子どもたちに関わる育児休業など休暇を取りやすい環境整備を行います。
- ・各事業の収支状況を分析し、事業継続ができる運営体制を整えます。
- ・市への依存性を軽減し、社会福祉法人としての責務を果たします。

【既存重点事項】

- ・養護老人ホームなどの措置施設を経営します。
- ・受託福祉施設で地域住民が参加できる行事を充実させ、集いの場を作り、地域の活性化を図ります。
- ・多事業職種の職員を採用し、講演や研修で育成していきます。
- ・地域の福祉サービス関係者が参加可能な研修を実施します。
- ・利用キャンセルに向けた対策を実施します。
- ・事業計画や財務諸表をホームページなどで情報発信し、法人運営の透明化を図ります。
- ・女性職員の管理職登用や処遇改善を行います。
- ・福祉に興味がある方や実習生、ボランティアを積極的に受け入れます。
- ・定款、諸規程の整備や機関決定事項の協議内容の記録を残し、素早い共有化を図ります。
- ・事業の見直しや新しい取り組みの提案を行い、市と協議します。

1. 経営目標

- (1)福祉サービスの質の向上
- (2)新たな福祉事業への対応、独自サービスへの取り組み
- (3)地域福祉活動の推進、地域との双方向の交流
- (4)人材育成のための人事制度や研修体制の確立
- (5)財政健全化の推進、経営基盤の強化
- (6)資産の取得、財産の運用
- (7)情報発信と経営の透明性の確保
- (8)組織の権限確立と事業団の自立経営

(1)福祉サービスの質の向上

福祉サービスを使う利用者がどのような生活ニーズを求めているかを把握し、自立に必要な支援、援助を行います。利用者からの要望に対し介護機器導入による介護支援や幅広いサービスの提案を行い、利用者の目線に立った福祉サービスが提供できるよう個別サービス計画書を作成します。利用者の個々の目標に対して、その結果を絶えず検証しながら利用者に向き合い、期待される福祉サービスを実施することで顧客満足度を向上していきます。

福祉サービスの質の向上には職員の介護支援スキルの向上が必須です。職員の資質向上のための様々な研修会、講習会、業務改善による事業内容の見直しや現場での困難事例についての検討会を設けるとともに事業に必要な資格取得の支援、他福祉関係事業者への視察や異業種交流を進めます。

老人福祉センター、老人デイサービスセンターでは地域性を生かしたイベントの実施や各種サービスの充実により新たな利用者を取り込めることができるように努めます。

希望の家、のぞみの家では利用者の就労意欲や作業技術が向上することを目的に新規の取引先及び連携先の開発に努めます。

養護老人ホームなど市が実施すべき措置事業は積極的に受託していきます。セーフティネットを構築し他市の措置事業についても必要であれば対応を検討します。他の事業所では受け入れが困難な事例にも市と協議を行い、適切に対応をしていきます。

【主な事業項目】

- ①介護機器導入による先駆的・先導的介護の実施
- ②業務の改善による事業の充実
- ③各種サービスの充実
- ④利用者工賃の安定と向上
- ⑤セーフティネットとしての役割

①介護機器導入による先駆的・先導的介護の実施

・各事業における設備機器の検討

近年、介護機器の発展は目覚ましいものがあり、利用者に対して介護者と同等レベルでの支援が可能となっています。事業団も利用者の特性にあわせた歩行器、車いすなどは導入していますが、介護業務にかかわるシステム的な導入には至っていません。

今後、デイサービスでは個別サービスに特化した機能訓練などのサービスの充実を図るとともに、業務内容の見直しを行い、移乗時はリフトなどを使って利用者の安全を第一に行うとともに、安心してサービス提供ができる介護機器の導入を実施します。

入浴では大浴場というイメージは利用者にとってはプライバシーの問題もあり、敬遠されがちであることから順次個室化を進めていきます。また、日常生活での機能訓練を取り入れ、利用者が在宅で生活する上で何が問題になっているのかを検証し、機能訓練に必要な器具の導入を進めていきます。

顧客満足度を常に意識し、利用者自らが積極的に自立できる支援体制を構築していきます。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	設備改修・更新	計画	実施	検証	再計画		
2	浴室の個室化の検討・実施	検討	計画	実施	検証	再計画	
3	機能訓練器具の導入	検討	導入	検証	追加導入		

・安心して介護が出来る環境の構築

直接業務を行う介護職員の多くは腰痛の問題を抱えています。腰痛予防対策として事業団は安全衛生管理活動として安全衛生委員会を設置し、職員の介護支援状況の確認や介護業務の合間に簡単に行うことのできるストレッチ、セルフケアとして自分の身体状態を確認して腰痛になりにくい体を作るための内部研修などを行っていますが依然として多くの課題を抱えています。

利用者へのサービスの質の向上を図るうえで介護者が利用者に対して不安を抱かせることは問題です。利用者に対し安全、確実に支援が出来るよう入所施設の養護老人ホーム、通所施設のデイサービス、にじの家については支援リフトやその他福祉機器などを関係業者と導入に向けた検討を行い、試験的に実施することで必要性が確認できた場合は、順次導入していきます。多数の職員で行う人力による介護から、福祉機器を使った利用者一人ひとりに合わせた個別の介護支援を実践して行きます。

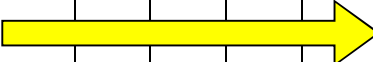
【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	リフトの導入	検討	導入	検証	追加導入		
2	支援器具の導入	検討	導入	検証	追加導入		

②業務の改善による事業の充実

- ・各事業の従来業務見直しと改善

職員が長い間、同じ事業の業務に従事していると本来すべきである介護の基本動作や業務工程の確認作業が当たり前となり、認識、モチベーションの低下、あるいは業務改善をする意識が薄れてきます。事業団は業務改善提案制度を導入することで、日々行っている業務のさらなる質の向上と利用者に寄与する福祉サービスの向上に努めます。

職員一人ひとりの業務に対する意識を改め初心に戻ることや、他事業の業務を交流研修により客観的に行うことで改善を促し、業務に関する改善意識や意欲の喚起、福祉サービスをより良くするための提案能力の開発向上を図ります。また、職場全体の業務意識の統一やチーム力向上を図ります。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	既存事業のサービス内容の見直し	実施					
2	業務改善の推進	実施					

③各種サービスの充実

・サービス提供時間の検証

介護保険サービスのデイサービス、障がい福祉サービスの生活介護については法令改正の度にサービス提供時間の区分変更による報酬単価の減額がありましたが、顧客満足度調査においてサービス提供時間の短縮・延長などの要望は少なかったため一部、延長サービスを追加することで大幅なサービス提供時間の変更は行いませんでした。しかし、福祉ニーズの多様化により利用者が求めるサービス提供時間は変化しています。利用者ニーズに対し、個別サービスの充実を図るため、サービス担当者会議などで情報を共有し、利用状況の確認と顧客満足度調査項目の見直しを実施します。

現状のサービス提供プログラムを見直し、必要とされるサービスを個別、小グループ化することでサービスの質の向上を図ります。また、付加価値として個別サービス提供プログラムを導入し、サービス提供時間の変更について検討します。個別サービス提供プログラムは地域の特性に応じて個人、小グループ化など柔軟に対応できるよう実施します。

また、急な用事でサービス提供時間内に対応ができないなど、利用者家族の要望に応えることができる延長サービスの実施・拡大や一時的な宿泊などにも対応していきます。

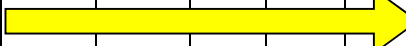
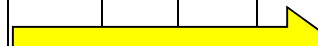
【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	サービス提供時間の変更	検討	実施	検証			見直し
2	延長サービスの実施・拡大	検討	実施	検証	追加 実施		
3	宿泊サービスの検討・実施	検討	実施	検証	追加 実施		

・入所施設における夜勤体制の構築

養護老人ホームは措置施設として市の指定管理を受託し、運営を行っています。入所者は高齢化が進み、介助及び介護が必要な方が増えています。今後の入所者のニーズを踏まえ夜間は現状の宿直職員に加え夜勤職員を配置し、24時間体制を取ることで介護サービスの充実を図ります。夜間は常時2人（夜勤職員1人、宿直職員1人）とし、緊急時は宿直職員もすぐに現場へかけつけることで入所者が安心して生活できる職員体制を構築します。

また、併設する有料老人ホームの利用者に対しても24時間、同様な対応ができるように職員体制の検討を重ねていきます。

みのりの家については市との施設譲渡交渉の中で運営体制の協議を行っています。今後も利用者が不具合を感じることなく安心して利用できるように、宿直体制、夜勤体制どちらでも対応が可能な体制を市との協議の上、運営していきます。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	養護老人ホーム夜勤の実施	実施					
2	有料老人ホーム 24 時間体制の充実	調査	検討	実施			
3	みのりの家夜間体制の協議	協議	実施				

④利用者工賃の安定と向上

- ・工賃向上のための企業発掘と関係機関との連携

企業からの受注取引が無くなると利用者の作業が減り、結果として利用者工賃の支給が下がることになります。利用者への就労意欲を維持するために取引業者の関係を強化し、また、新規受注を開拓することで利用者に合った作業を増やすことで安定した工賃の支給を目指します。

また、目標工賃達成のために指導員を育成し、自主事業としてできる業務を検討していきます。自主製品の中でアイデアを出し、具体化した提案を協力業者と検討し、実施することで継続的な自主製品の生産を行い、安定的な作業の供給を行います。

作業が正確にできる利用者に対してはより高度な作業への移行を促し、企業への就職や法人内雇用を検討していきます。障がい者が就労訓練により自立して生計を立てることができ、地域で暮らせる支援体制を構築していきます。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	取引業者の関係強化、新規受注の発掘	調査	実施				
2	自主事業の提案・協議	検討	実施				再検討

⑤セーフティネットとしての役割

・各事業の役割と業務の確認

日本国憲法の基本的人権では人間として最低限度の生活を国に保障してもらう権利があります。社会福祉事業を実施する事業団は指定管理における業務について業務水準の中にセーフティネットとしての役割を果たすことが示されています。生活、住宅、介護などの分野別に評価して、それぞれの状況で困難になった場合は支援をしなければなりません。サービス提供の受入れが限界を超えた場合のサービス提供については市と協議を行います。

対象になる事業として高齢者対象の養護老人ホーム及び短期保護、老人デイサービス、認知症対応型デイサービスほのぼの、障がい児・者対象の就労支援、生活介護、生活自立訓練（緊急保護）、日中一時支援、障がい児通所施設で実施します。

また、事業団の災害対応マニュアルのBCP（事業継続計画）に合わせ、具体的には各事業の収容条件、収容能力を踏まえ、利用率の向上を図るために市と協議を行います。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	セーフティネット受入施設の検討	検討	実施				
2	条件の確認、受入協議	協議	実施				見直し

(2) 新たな福祉事業への対応、独自サービスへの取り組み

利用者、利用者家族及び保護者からの要望にお応えできる幅広い福祉サービスを実施します。対象者は高齢者、障がい児・者とし、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法などに柔軟に対応した事業を展開することで、利用者が求める福祉サービスが既存事業で無い場合は新たなモデル事業として検討、実施します。

新たに必要と思われる事業として平成27年度より中央地域福祉センターの地域密着型通所介護（認知症対応型デイサービス）、産前産後ホームヘルプサービス事業、平成28年度に福祉人材育成事業（介護職員初任者研修）、ふじ地域包括支援センターを実施しています。

今後は介護予防日常生活支援総合事業、障がい者短期入所、放課後デイサービス事業、障がい児早期療育システム支援事業、ケアハウス、高齢者及び障がい者グループホームの検討を行います。また、そのほかにも必要とされる障がい者の高齢化への対策としてサービス内容の見直し、受け入れが可能な事業の開発に取り組んでいきます。

既存の福祉サービス事業については報酬加算の取得要件の確認や職員配置の見直しを行い、安定した事業の継続と他の事業所では受け入れが困難な事例にも適切に対応していきます。

財政基盤が確立していない公的な取り組みについても、必要と思われる事業については地域の社会福祉法人としての使命を持って関わり、地域ニーズに応えていきます。

【主な事業項目】

- ①地域ニーズに対応した事業実施
- ②新たな事業の展開

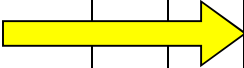
①地域ニーズに対応した事業実施

・利用者が求める障がい福祉サービスの実施

福祉の村は障がい児・者を支援する総合拠点施設として位置づけられ、知的、精神、身体障害などの障がいを持った方に対応できるように9つの施設が配置されています。これらの施設に通所される方は子どもから大人まで、様々な障がいを持った方が生活の一部として地域に溶け込み、利用者にとっては無くてはならない施設としてその役割を果たしています。

障がい児通所施設である若葉学園、めばえの家は平成29年度にこども発達支援センターとして、障がい者地域活動支援センターである友愛の家は平成30年度に（新）友愛の家として再スタートしますが、利用されている方には今まで通り安心して通える施設として、また、新しく利用される方には魅力のある施設として運営を行います。

さらに、既存のサービス以外にも制度の狭間にいる方が利用できる福祉サービスを考案し、利用者に寄り添った事業を展開していきます。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	障がい福祉サービスの実施・検証	検証	実施				見直し
2	自主事業の考案・展開	考案	協議	実施			再検討

・認知症高齢者が利用できるサービスの検討

事業団は認知症対応型デイサービスを3事業所（高年者センター岡崎、中央地域福祉センター、北部地域福祉センター）で行っています。認知症施策は第6期岡崎市老人福祉計画の中で認知症高齢者への支援がうたわれています。

今後、認知症状を持つ高齢者は増加が予想されますが、事業者の参入については一般型デイサービスと比較すると進んでいないのが現状です。認知症予防と認知症ケアの推進に寄与できるよう、認知症対応型デイサービスの事業拡大と独自サービス提供プログラムを実施します。

また、地域包括支援センターと連携し、地域住民へ認知症状を持つ方に対する理解を啓発するための研修、認知症カフェの立ち上げ支援、認知症サポーター養成講座を行います。認知症状が進行しても住み慣れた場所で安心して暮らし続けることができるようにインフォーマルサービスとなる社会資源の開拓、地域ボランティアの育成を行い、地域包括ケアを充実していきます。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	認知症対応型デイサービスの実施・拡大	実施					
2	地域包括ケアの充実	協議	実施				

②新たな事業の展開

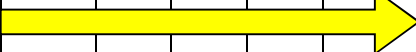
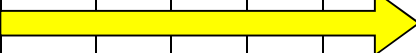
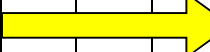
・障がい者入所施設運営のための検討

福祉の村にある障がい者施設はほとんどが通所施設であり、夜間利用できる施設は宿泊体験機能（２泊３日）を持ったみのりの家しかありません。近年、利用者の家族や保護者の高齢化が進み、障がい者施設を利用している方の生活環境対策としてショートステイやグループホームなどの入所施設運営のニーズが高まっています。

また、のぞみの家、そだちの家を利用している利用者の通所施設への送迎ニーズについても同様の理由で高まっています。現在は一部送迎が困難な利用者に対して送迎を行っているのみで基準も決まっています。今後、さらに需要が出てくる課題に対しマニュアルの整備、送迎が出来る環境を構築していきます。

住まいの提供は利用者が地域移行をする上で重要な課題であり、軽度の障がいであれば、より自立した環境を構築するため地域支援のアセスメントが必要です。市と協議を行い借家、空き家を活用した障がい者への自立支援を進めていきます。また、平成２７年より市との福祉の村５施設（希望の家、のぞみの家、そだちの家、にじの家、みのりの家）の施設譲渡協議が始まり、今後の事業運営形態を含めた事業継続についての対策を考えていきます。

唯一宿泊機能を持つみのりの家は収入のすべてが指定管理料で賄われています。施設譲渡後も事業継続をしていくためには、報酬等の財源の確保ができる運営体制の見直しが必要です。今後の利用者ニーズを踏まえながら、市と協議を行います。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	障がい者入所施設開設の検討	検討					
2	住まいの相談支援	実施					
3	みのりの家の事業形態の協議	実施	検証				見直し

(3) 地域福祉活動の推進、地域との双方向の交流

地域福祉の活動拠点となる地域福祉センター、身体障がい者福祉センターの活動内容を検証し、利用者・ボランティア・地域住民・事業者が一体となり、相互の交流ができる事業を推進し、地域福祉のためのネットワークづくりを進めていきます。高年者センター岡崎、各地域福祉センター、福祉の村で、地域の行事や福祉に関係する活動に積極的に参加することで地域の一員としての役割を果たします。

地域福祉活動を進める団体と積極的に交流し、地域コミュニティの組織化及びサロンの設置支援や福祉に携わる関係者、利用者の家族及び保護者を含めた地域のための講演会や研修会を実施します。

地域包括支援センターは地域における高齢者福祉の窓口として、高齢者の生活ニーズの把握と課題の抽出及び解決にあたります。

また、高年者センター岡崎、各地域福祉センター及び福祉の村は、災害時に高齢者や障がい者支援などの中心拠点としての役割を果たすとともに、福祉避難所として要援護者を受け入れるために必要な福祉用具及び器具を、市と調達について調整を図るとともに個人情報などのプライバシーに配慮した情報伝達の充実を図ります。

【主な事業項目】

- ①地域包括ケアシステムへの参入
- ②地域活動への参加
- ③災害時における支援体制の構築

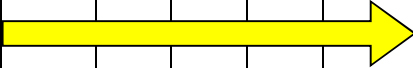
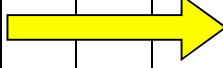
①地域包括ケアシステムへの参入

・地域ケア会議の実施と地域支援

地域包括支援センターは地域で暮らす高齢者の生活を支えるための相談窓口として市から7事業所を受託しています。今後、地域包括ケアを実施するに当たり、さらに細分化される予定があります。それぞれの地域の実情に応じて、住み慣れた地域で高齢者が自分らしい暮らしを続けることが出来るように在宅サービスを充実させ住まい・医療・介護・予防・生活支援などが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目的とします。介護関連事業者や福祉に携わる事業者と連携し、介護ボランティア育成を始め、地域ケア会議を開催、在宅医療と介護サービスの連携、介護予防の啓蒙、認知症の方への対応について総合的な福祉マネジメントを目指します。

また、地域包括支援センターについて増設の情報があれば相談技術のノウハウを活かし募集があれば受託していきます。事業の実施については指定管理施設に縛られず、仮店舗や事業用地を取得することを前提に地域に出ていきます。

新総合事業として行う地域支援事業については関係事業者と協力体制を構築します。高齢者自らが健康保持や介護予防の意識を共有できるよう横のつながりを強化し、地域住民が自発的に地域の見守りを行い、お互いに助け支え合うことが出来る環境作りを、市と協働していきます。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	地域ケア会議の開催	協議	実施				
2	地域包括支援センターの受託	実施					
3	地域支援の充実	検討	実施				再検討

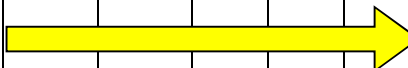
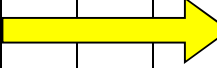
②地域活動への参加

・地域の小中学校の行事への参加、受入

総合老人福祉センター、地域福祉センター及び福祉の村の施設は高齢者、障がい者の福祉施設として市より指定管理を受託していますが、市内在住の60歳以上の高齢者、または障がいを持った方など、利用者の入館制限があり一般の方は利用できない為、一部の方しか利用できない施設という認識に留まっています。

結果として地域で暮らす住民の方々からは近くにあっても、利用することがないため認知度が低く、あまり知られていないのが現状です。都市化、少子高齢化、家庭機能の変化など福祉ニーズが多様化する中で、施設を利用する以前に施設が知られていないことが問題です。福祉サービスの充実及び進展のために地元で定期的開催される地域住民の総会や学区福祉委員会などの場を借りて、施設概要説明や施設見学会の案内を行い、地域住民の方にも事業内容を知ってもらい利用促進につなげていきます。

また、小中学校や高等学校との交流を通じて各世代を超えた交流の場を作り、単に高齢者、障がい児・者の施設ではなく、地域住民に必要とされる広域的な施設の利用を検討します。

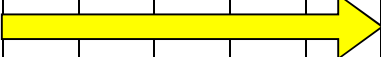
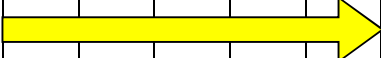
【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	地域活動への参加	実施					
2	定期的な営業活動による事業内容の周知	調査	実施				
3	施設見学会の開催	実施					
4	世代を超えた交流の進展	検討	実施	検証			

- ・地域の防災訓練、清掃活動、交通安全監視活動への参加

地域における公益的な取り組みを実施するに当たり、現状の事業では対応できない様々な福祉ニーズを充足することを目的とした地域協議会を市及び社会福祉協議会、他法人と連携して開催することで地域社会に貢献していきます。

また、地域住民が実施している活動に参加することで、地域で充足されていない福祉サービスや必要な事業を考案します。

社会福祉法人の責務として、地域で暮らす利用者及び住民が安心して生活できるように地域で実施される防災訓練をはじめとした清掃活動、交通安全週間に啓発活動として街頭監視活動を行うなど地域と共に行動します。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	地域協議会への参加・支援	参加					
2	地域で行う活動への参加・支援	参加					

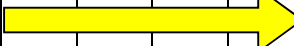
③災害時における支援体制の構築

・災害時を想定した福祉避難所の開設、実施検討

市と災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設などを使用することに関する協定書を交わしており、要請があった場合、福祉避難所の開設は施設利用者の安全確保や建物の安全性を前提とするため、施設利用者の状況を把握するとともに施設の被害状況とライフラインの使用状況を確認した上で実施します。

開設及び運営に関しては、災害対応マニュアルに従い避難者の居住スペースの確保、必要に応じて救護所を設置します。要援護者を受け入れるために必要な福祉用具及び器具の調整について市と調整を図るとともに、避難者に対しては名簿の管理、飲料水、食事の提供や介助、衛生管理のために必要な職員体制を整えます。職員で対応できない場合はボランティアを受け入れ実施することで対応に当たります。

毎月、防災訓練を実施する中で福祉避難所を開設する訓練も同時に実施し、早期に諸問題を解決することでいつ起こるかわからない自然災害に備えます。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	防災訓練の実施	実施					再検討
2	災害対応マニュアルの見直し	見直し					
3	福祉避難所の開設、実施検討	実施					見直し

・災害時における入所施設等の支援体制の構築

自然災害はいつ起こるか分からないため、いつ起こっても対応ができるように災害対応マニュアルに従って食料品、飲料水などの最低３日分の備蓄品を備えます。最低限度の備蓄品であるため、一般利用者の受入れが必要となった場合は市と協議を行い、備蓄品の不足を補います。

また、養護老人ホームや有料老人ホームの入所者や支援する職員の食料と飲料水を含め災害時に臨機応変に対応できるよう、関係業者と調整を行います。安全に入所者が生活できる体制を構築していきます。

その他、災害時に食料品を供給できる仕組みとして業務委託を実施している調理業者と連携し、食材の流通経路確保や売店にある食料品などを一時的に使用できる仕組みを協議していきます。

自動販売機については付加価値としてW i F iを備えたものや災害による停電時でも飲料を提供できる「災害ベンダー」などの機能を持たせたものに順次更新・導入します。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	備蓄品の確保のための協議、調整	実施					再調整
2	調理業者との連携	協議	実施				再調整
3	自動販売機の更新・導入	更新					見直し

(4) 人材育成のための人事考課制度や研修体制の確立

利用者を支援する福祉サービスの質の良し悪しは、支援する職員の資質や能力に依存することが多く、安心安定して働ける職員を配置するためには、公平公正で合理的な人事考課制度が必要です。

各施設の事業を安定して運営できる適正定員を確立することで適材適所の方針と公正無私な人事考課制度の確立により、管理職登用や嘱託職員、臨時職員の処遇を改善し、職員一人ひとりの意識改革とモチベーションを保つための目標管理を行い、業務全体の水準を向上します。

専門職としての個人のスキルを高めるため、勤務内研修を推奨するとともに業務に支障なく自己研修ができるよう自己研修助成制度の設置、現場での困難事例についての課題解決に向けた検討会や研究成果を発表できる講演会、発表会を開催します。

介護現場で経験を積んだ職員が専門職のプロフェッショナルとして外部研修受講後に法人内で講師を務め、チームとして業務に向かい合う体制作りを進めます。さらに総合研修や大学、専門学校など専門職養成機関との連携を通じて、実習生、ボランティアの受け入れを行う実習担当者の育成、専門分野別、階層別に行う各分野でのリーダーの育成など人材育成の充実を図ります。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、岡崎市福祉事業団行動計画を策定し、介護現場で働く職員が安心して勤めることが出来る環境作りを行います。地域においては、各分野での専門知識や高い技術を発信し、地域にある異業種との交流や、地域内福祉事業者との相互派遣や人的ネットワークなど協働連携事業を進めます。

【主な事業項目】

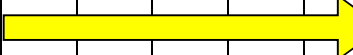
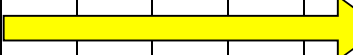
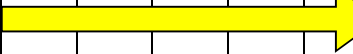
- ①人事考課制度による個人の目標管理
- ②専門別、階層別研修制度の実施
- ③職員の処遇改善に向けた取り組み
- ④職員採用計画の策定
- ⑤介護体験、実習の実施

①人事考課制度による個人の目標管理

- ・組織重点目標に基づいた目標管理の設定

人事評価の目指すものは組織として、職員の職務遂行活動とその結果を評価するものです。自組織の活動が目標に向かって順調に進んでいるかどうかを判断し、問題があれば課題に対して協議しそれを解決することで、さらなる組織体制のレベルアップを行うことを目的とする組織マネジメントシステムを構築します。

この組織マネジメントシステムの運用において、上司が部下にどのような課題や目標、職務を投げかけたか、その役割分担は妥当なものだったのかを進行管理し、達成プロセスの中で皆が力を合わせ組織での活動を通して、全職員が職務に対して達成感や充実感を感じることができることで組織力向上を図ります。また、その結果として産出される組織間の結束効果についても同様に向上が図られます。主に組織力向上を目的としたものですが、同時に個人の能力開発、人員配置、給与処遇への活用にも利用ができ、頑張っている職員が報われる目標管理を実施していきます。

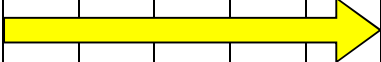
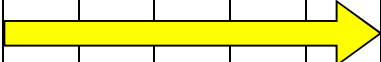
【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	組織マネジメントシステムの構築	実施					
2	組織重点目標の目標管理	実施					
3	個人の能力開発	実施					

・ 個人目標によるスキルアップ

組織重点目標と連動したシステムである個人目標は、その部署で必要なスキルを高めるために実施していきます。職員の士気（モラール）の向上、目指す職員像の実現、法人価値・顧客満足度の向上を目的とします。

職員が業務を進めていく中で、計画、実施、振り返り、実践のサイクルで業務をすることは成果、実績を上げていくためには有効ですが、専門職の職務内容はその職務の専門性や特殊性から高度な業務が比較的多いことから、これらの業務を対象として、業務の遂行に対し正確性、迅速性、改善意識並びに論理的判断力の視点から、目標に対しての評価をすることでスキルアップを促します。

人事戦略プランとして能力評価は被評価者の職位に求められる期待役割に照らし合わせ、コンピテンシー（高業績者）の行動特性の考え方による能力評価基準を設定することとしていますが、多様な業務を行っている事業団でハイパフォーマーを抽出することは容易ではないので、それぞれの組織や職位に共通して求められるものとして、一般的な5つのスキルである知識・技能、対人関係力、創造力・構想力、組織管理力、姿勢・意欲・役割責任志向の観点から目指すべき職員像の実現のために必要と考えられる能力評価項目を抽出する方法を実施していきます。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	組織重点目標と連動したシステム構築	構築					
2	個人の目標管理	実施					

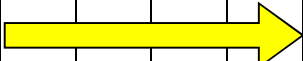
②専門別、階層別研修制度の確立

・キャリアパス制度導入

福祉サービスを行う職員が専門職としてやりがいを持って業務に取り組むことができるための職員の処遇改善を含めたキャリアパス制度を導入していきます。

内容として専門別、階層別にそれぞれの資格を持った職員が、その専門性を高めるためのスキルアップ研修を実施します。まず、専門別の研修はそれぞれ高齢者部門、障がい福祉サービス部門のそれぞれで実施します。知識を習得する研修をはじめとして、現場で必要な実務研修を経験年数別に実施します。階層別の研修については総務課が主体となり、職名別に実施していきます。

介護職員が将来の展望を持って介護の現場で働き続けることができるような処遇改善を目指し、職員が習得すべき能力開発のための研修を実施します。また、階層別研修は組織の職域別に実施することで職位に応じた意識向上を図ります。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	専門別研修の実施	実施					見直し
2	階層別研修の実施	実施					見直し

③職員の処遇改善に向けた取り組み

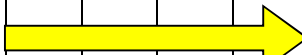
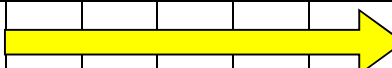
・育児休業、各種休暇の取得向上に向けた取り組み

職員の処遇に対する取り組みは法人が事業を継続していく上で、人材育成と同様に重要な項目の一つです。事業団は次世代育成支援対策推進法に基づき行動計画を策定します。

少子化が進むなか、次世代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境を整えることは優秀な人材を育成する上で必要です。職員の子どもたちが健やかな育成ができるように事業主は役割を果たすべく育児休業、育児短時間勤務及び妊娠、出産や育児に関する休暇取得促進を行います。

この行動計画は、平成27年4月1日から平成33年3月31日までの6年間を計画期間としています。進捗状況や諸事情の変化に対応するため、随時、労働組合との協議を行い必要に応じて行動計画を見直していきます。

また、職員の健康保持及び事務能率の向上等を目的とする厚生休暇（夏季休暇）、年次有給休暇の計画的な取得推進を行います。

【事業計画スケジュール】								
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37	
1	育児に関する休暇取得の促進	実施					見直し	
2	年次有給休暇の取得の促進	実施					見直し	
3	労働組合との協議	協議						

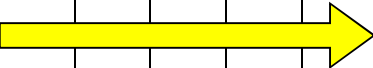
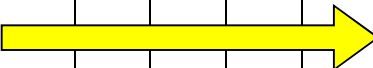
・女性職員が活躍できる職場環境

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現する為、国、地方公共団体、事業主など、様々な主体が社会を挙げて取り組んでいます。

事業団は女性職員の処遇に対する取り組みとして、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の平均勤続年数、労働者の平均時間外勤務時間数の状況、管理職に占める女性職員の割合を検証し女性活躍推進法に基づき行動計画を策定します。

事業団においては女性職員の比率が高く、また出産・育児を理由とした離職も少なく、また管理職員における男女比も職員総数における比率と大きなかい離は無い状況です。しかし、今後も事業団が事業継続する上で必ずしもこの状況が続くとは限りません。

女性職員が職場と家庭生活の両立が円滑かつ継続的に実施でき、積極的に活躍できるように処遇改善、環境整備を行います。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	女性採用比率、勤続年数男女差の検証	検証					
2	勤務時間（時間外勤務）の把握	調査					
3	女性職員の管理者登用	実施					

④職員採用計画の策定

・事業継続に向けた雇用体制

事業団職員の年齢構造は40歳代が多く、続いて30歳代、20歳代となっており、経験を持った50歳代が少ない状態になっています。そのため、事業実施にかかる人件費の上昇が顕著になっています。年齢の偏り解消及び将来的な雇用比率（正規・嘱託・臨時の割合）を定め、目標設定を行うことで、将来に向けた人員配置の管理を行い、人件費の調整と今後の事業継続に向けた職員採用計画の策定を実施します。

市の指定管理制度による雇用体制はセーフティネットの役割を含めた人員体制であり、業務要求水準は指定管理であるからこそ可能です。しかし、地域への還元を含め、事業収益が見込めないためセーフティネットの役割を持った事業を実施しないのであれば、社会福祉法人としての意義はありません。事業団は、今後、指定管理料に頼らなくても事業が継続できるように必要な人員を採用し、配置を整えます。各職域に応じた責任体制を取り、臨機応変に兼務体制を取るなど安定した事業継続を進めます。

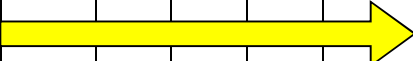
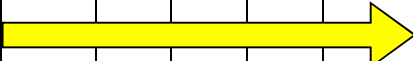
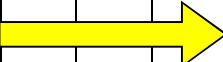
【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	事業継続に合わせた職員採用計画	検討	作成	実施			見直し
2	職域別の責任体制の構築	検討	実施				見直し

⑤介護体験、実習の実施

- ・実習生、研修生の受け入れ

社会福祉事業を行う上で実習生、研修生を受け入れることは福祉事業に携わる職員の育成や地域の福祉事業の活性化のために必要です。福祉関係の仕事に就きたいと思っている人は多数いますが、実際に現場で働くと思っていたイメージとは違うことがあります。介護現場は重労働で大変ですが、それに見合うだけの魅力とやりがいがあります。事業団は市内及び県内の福祉養成学校などの実習生、研修生の受け入れに力を入れ福祉に携わる人の支援、介護体験を積極的に行い、福祉の仕事に携わることで得られる喜びと福祉のこころを育てます。

福祉に興味を持った実習生、研修生及びボランティアが将来、福祉業界に就職を希望することができるような魅力的な研修プログラムを作成し、随時見直しを実施します。また、地域福祉の実情と地域支援の必要性を伝えます。

【事業計画スケジュール】							
No	中期年度別計画・指標	28	29	30	31	32	37
1	実習生・研修生の受け入れ	受入					
2	福祉に携わる方への支援	実施					
3	研修プログラムの見直し・更新	見直し	更新				見直し

(5) 財政健全化の推進、経営基盤の強化

社会福祉法人としての公益性を担保する財務規律を確立するために経営の効率化、職員の資質向上、再配置を行います。また、適正かつ公正な支出管理を図り、財政の安定化、経営基盤の確立に向けた業務改善を進めていきます。

次期繰越金として計上した余剰金といわれる資金については必要最低限の運転資金を除き、積立計画に基づき実施することで目的の明確化を図ります。

サービス区分別で個々の事業によっては、収入よりも支出が上回る事業、人件費が大部分を占める事業もありますが、人件費を必要に応じた割合にすることで総合的に判断します。事業活動収支バランスと報酬加算の検証を行い、抜本的に解消できない事業については理事会・評議員会にて赤字理由と事業背景、事業継続の是非を説明し、経営責任と事業運営の継続判断を明らかにします。

現金管理については安全確実な運用と資金管理の適正化を徹底します。執行に際しては無駄な経費や不要不急な支出、効果のない事業への支出は行いません。また、事業費削減については単に事務費や事業費を削減すればよいという姿勢ではなく、利用者の安全確保や衛生管理に必要な経費については予め計画を立て、最優先に実行していきます。

【主な事業項目】

- ①事業活動収支の検証
- ②各事業報酬加算の検証
- ③事業別職員の人員配置の定数化